

第3次産業活動指数の平成17年基準改定における採用系列の主な見直し状況

平成21年8月4日
経済産業省経済解析室**大分類F 電気・ガス・熱供給・水道業****電気業** <系列の変更>

12年基準：「電力調査統計月報」（資源エネルギー庁）

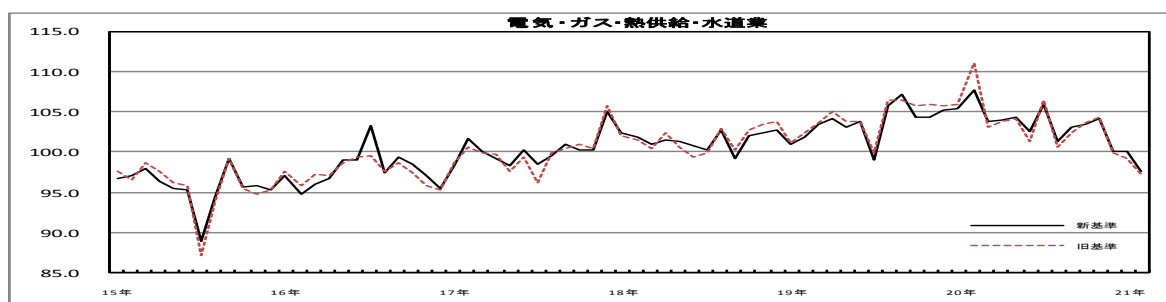
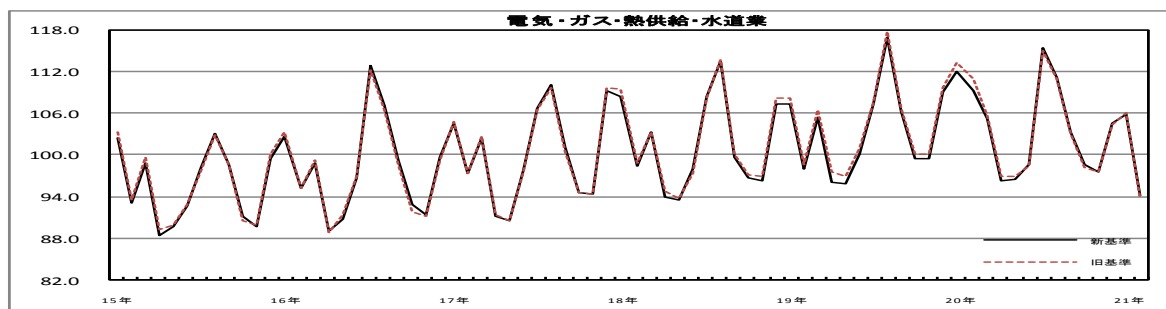
17年基準：「発受電速報」（電気事業連合会）

理由：速報性を重視し、2つの系列はほぼ同様な動きをしているため。

水道業 <系列の範囲を拡大>

12年基準：東京都水道局

17年基準：東京都、札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市

【季節調整済指数】**【原指数】****大分類G 情報通信業****固定電気通信業** <系列の細分化>

平成12年基準指数においては、系列の動向が不安定であり、推計方法が不備であったため採用系列を細分化して見直しを実施した。

①地域・長距離固定電気通信業

12年基準：電気通信業売上高（除く移動通信業）「通信産業動態調査」（総務省）

国内・国際電気通信「企業向けサービス価格指数」（日本銀行）

17年基準：契約者数×ARPU（加入者一人あたりの月間売上高）「株主投資家向け情報」

国内・国際電気通信「企業向けサービス価格指数」（日本銀行）

メリット：採用系列の安定性が確保された。株主投資家向け情報のため次年度の各社の計画をも入手可能になる。

デメリット：ISP（サービスプロバイダ）、IX（エクスチェンジ）、IDC（データセンター）が含まれていない。

②ISP（インターネット・サービス・プロバイダ）業

17年基準：インターネットが利用できる機器を保有している世帯割合（うちPC）

「IT関連の機器・サービスの保有・利用状況調査（四半期）」（総務省）

×世帯数「住民基本台帳に基づく資料」（総務省）

移動電気通信業 <系列範囲の変更>

1 契約当たり月間平均収入（ARPU）を1社から各社に変更した。

12年基準：①累計加入者数（携帯電話・PHS）「(社)電気通信事業者協会」

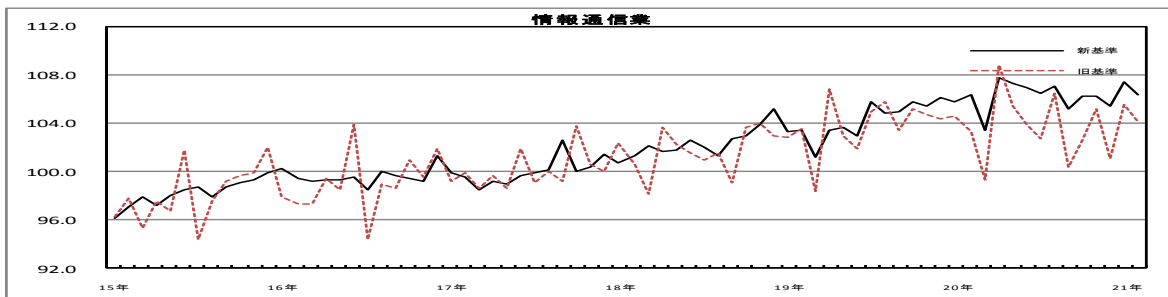
②1契約当たり月間平均収入（携帯電話・PHS）(株)NTTドコモ

17年基準：①事業者別契約数（携帯電話・PHS）「(社)電気通信事業者協会」

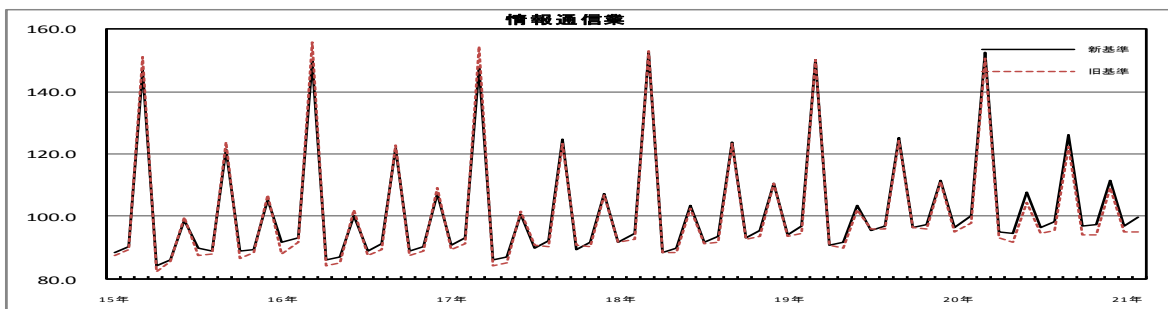
②1契約当たり月間平均収入（携帯電話・PHS）

各社「株主投資家向け情報」

【季節調整済指数】



【原指数】



大分類H 運輸業、郵便業

倉庫業 <系列の追加>

普通倉庫、冷蔵倉庫ともに、月間入庫高と月末保有残高から荷役業務としての「出庫高」を追加し、より実態を反映するように改善を行った。

運輸に附帯するサービス業 <系列の追加>

1 2年基準：こん包業、運輸施設提供業（陸運）の採用系列は2系列のみ。

1 7年基準：「港湾運送業」及び「飛行場業」の系列を追加。

・港湾運送業

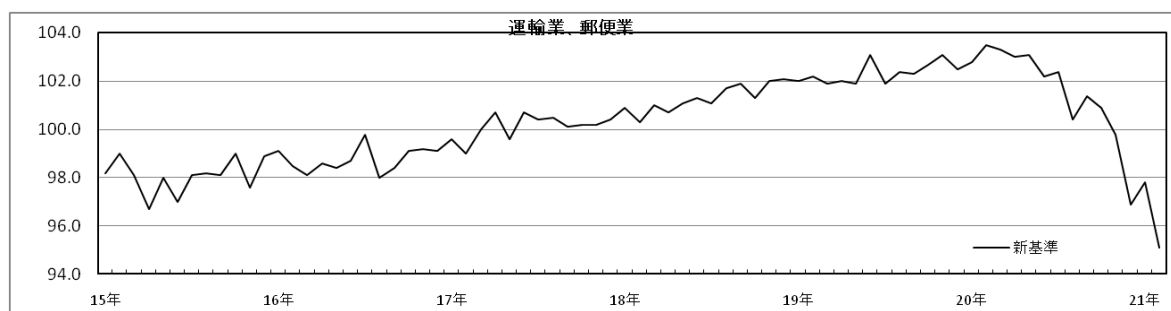
①日本籍＋外国籍の純トン数「国籍別船舶入港表（全国分）」（財務省）

②内航海運貨物取扱量（貨物船＋油送船）「内航船舶輸送統計」又は「国土交通月例報告」（国土交通省）

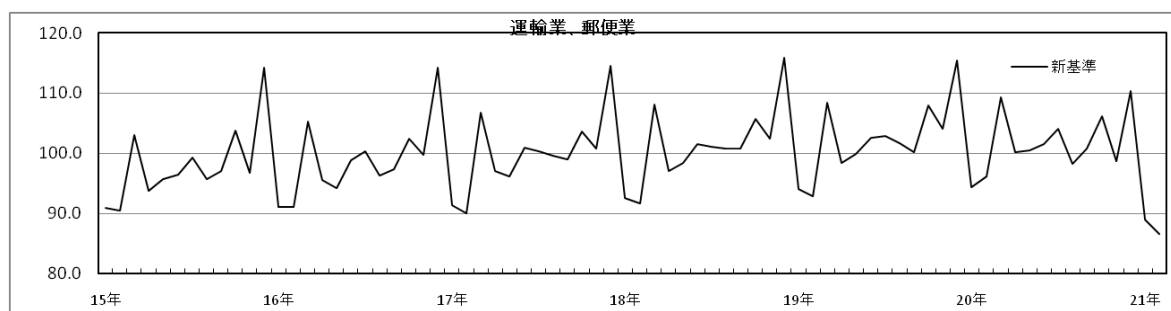
・飛行場業

施設使用料、推計着陸料（旧第一種飛行場各社の公表資料、株主投資家向け情報）

【季節調整済指数】



【原指数】



大分類Ⅰ 卸売業、小売業 <デフレーターの変更>

卸売業、小売業の販売額を実質化するために使用するデフレーターについて見直しを行った。

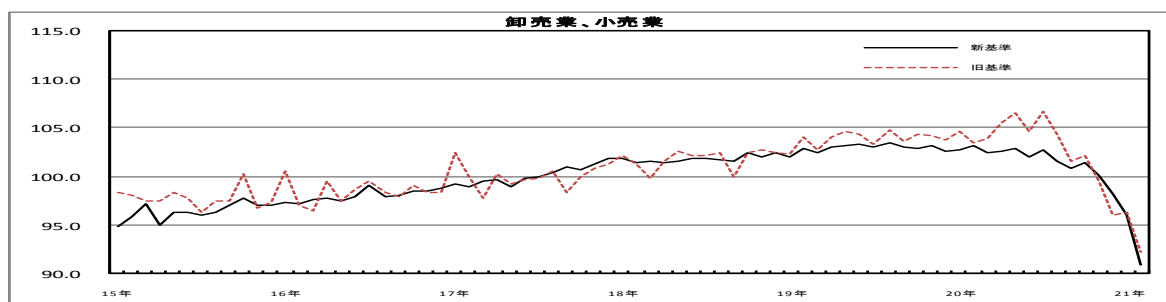
具体的には、12年基準においてCGPI（企業物価指数）の国内、輸出、輸入物価指数をもとに該当する業種に対応した総合指数を算出していたが、平成19年商業統計調査の個表を産業別商品販売額に再集計を行い、商品別販売額をウェイトとした産業（業種）別の物価指数を算出して、従来型のデフレーターと検証を行った。

言い換えると工業統計の出荷額をベースにしたウェイトから卸売業が扱う商品販売額をベースにしたウェイトを算出したことになる。

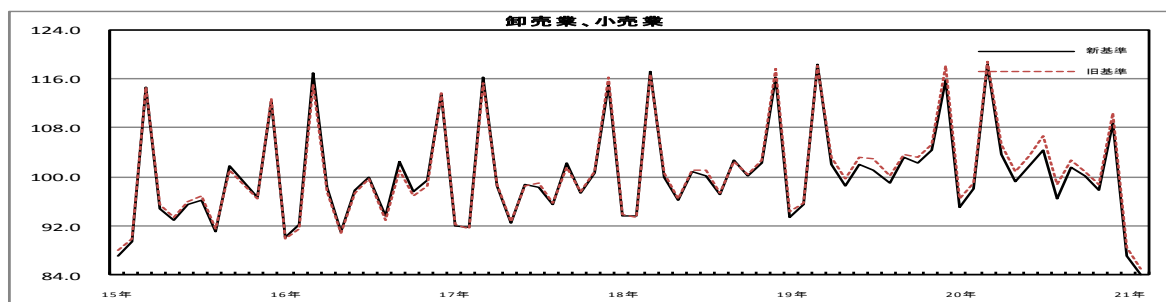
検証の結果、各種商品卸売業及び鉱物・金属材料卸売業については、ウェイトを変えた物価指数をデフレーターとして採用した。

また、特殊分類として無店舗販売小売業（通信販売小売業）を新設した。

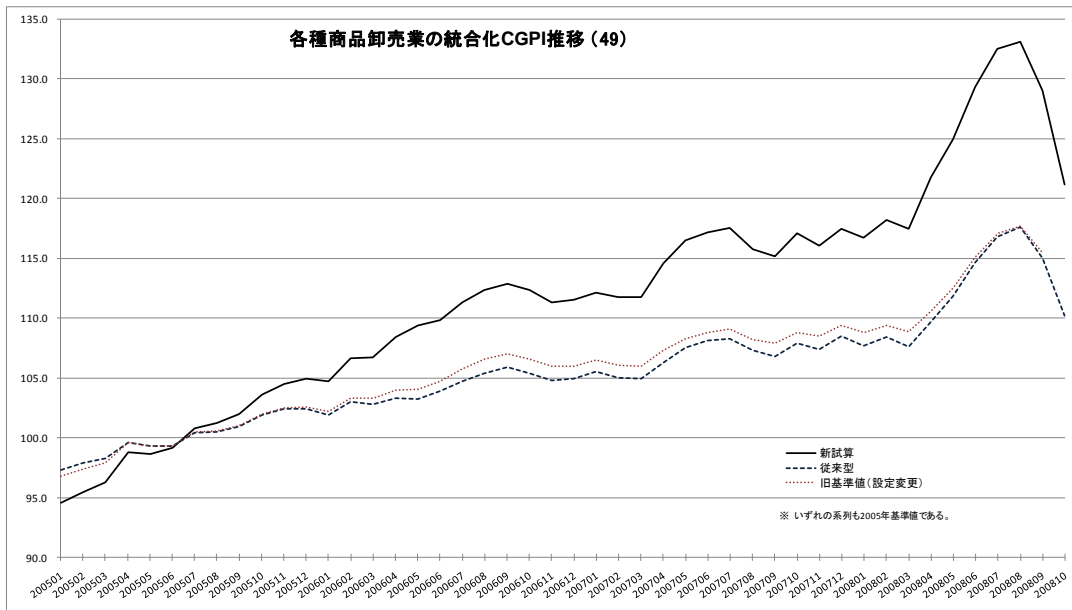
【季節調整済指数】



【原指数】

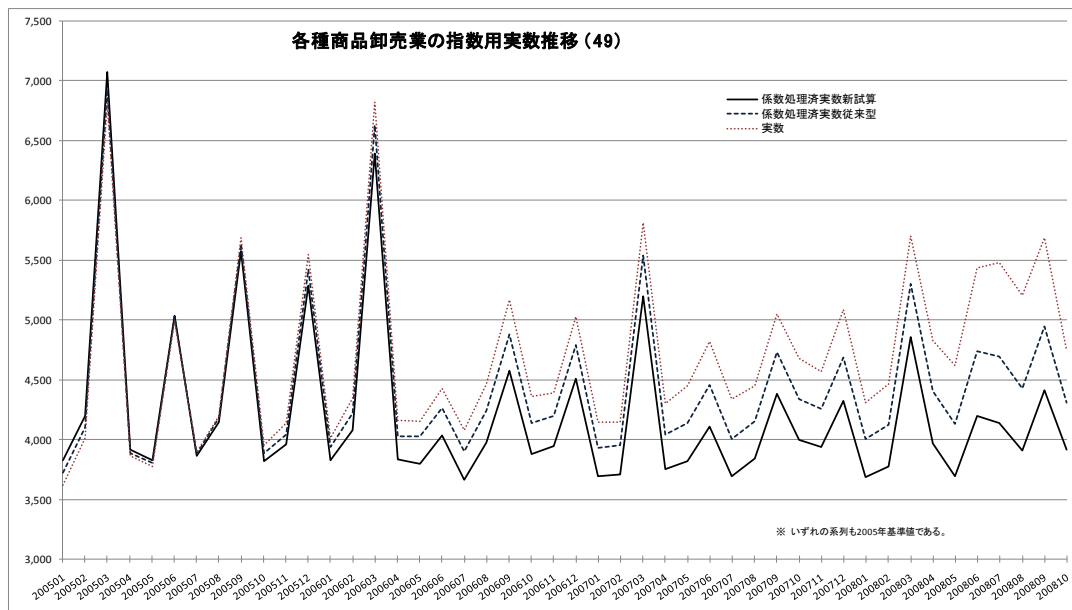


12年基準デフレータと17年基準デフレータの比較 (各種商品卸売業)



※ 検証時点での試算値であり、実際のデフレータとは一部異なる。

実質化した系列の比較



※ 検証時点での試算値であり、実際のデフレータとは一部異なる。

大分類J 金融業、保険業 <系列の変更、追加>

銀行業・協同組織金融業の活動をマネタリーベースからストックベース（M3の平均残高）に採用系列を変更した。

貸金業は、口座数（利用者数）を採用系列として17年基準より新たに採用した。

生命保険業は、運用資産残高（ストック）から収入保険料（フロー）に変更した。

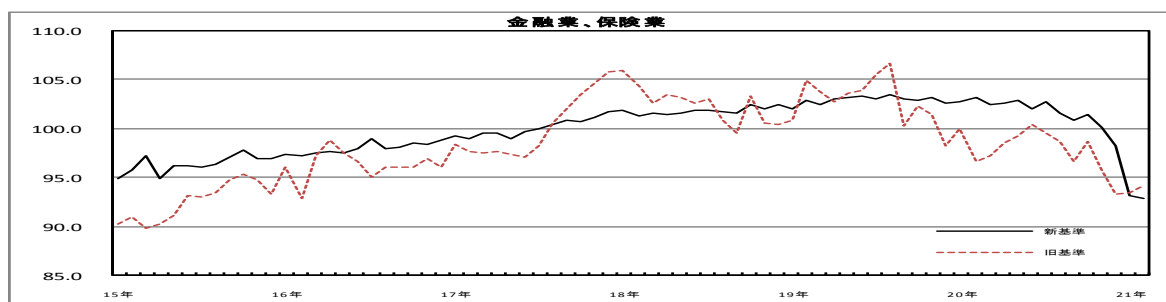
12年基準：生命保険会社運用資産残高（（社）生命保険協会）

17年基準：収入保険料＝下記①＋②（指数加重平均値）

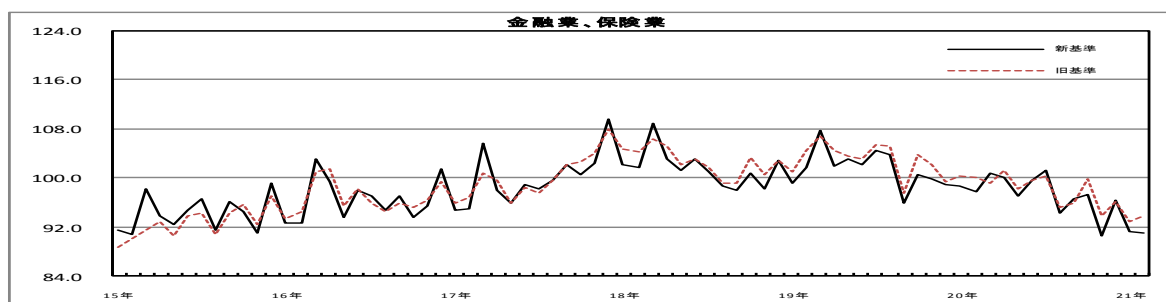
①生命保険会社収入保険料「（社）生命保険協会資料」

②かんぽ収入保険料「（株）かんぽ生命保険の公表資料」

【季節調整済指数】



【原指数】



大分類K 不動産業、物品賃貸業 <系列の追加、変更>

賃貸仲介業は、賃貸物件成約数（首都圏）を新たに採用系列とした。

住宅賃貸業は、住宅賃貸料を、「ストック」＋「フロー」－「滅失」によって算出していたが、空室が反映されない等の弱点があったため、以下のように見直しを行った。

ストック：住宅賃貸床面積「住宅・土地統計調査」（総務省）変更なし

フロー：新設着工床面積（借家）「住宅着工統計」（総務省）変更なし

滅失：12年基準：滅失床面積「建築物滅失統計」（国土交通省）

17年基準：以下の Σ ①×②

①新設住宅着工床面積・利用関係別戸数「住宅着工統計」（国土交通省）

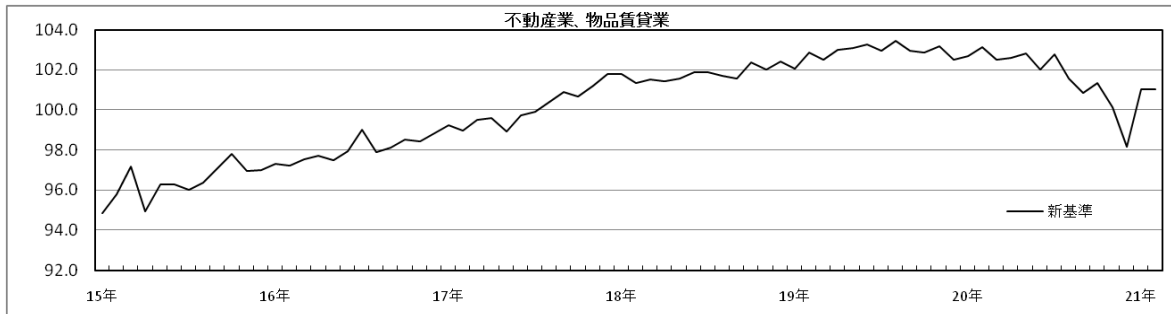
②直前の住宅の種類（注文、分譲、賃貸）「住宅市場動向調査」（国土交通省）

この手法により、賃貸住宅から持ち家住宅への移動等が少なくとも反映されることになった。

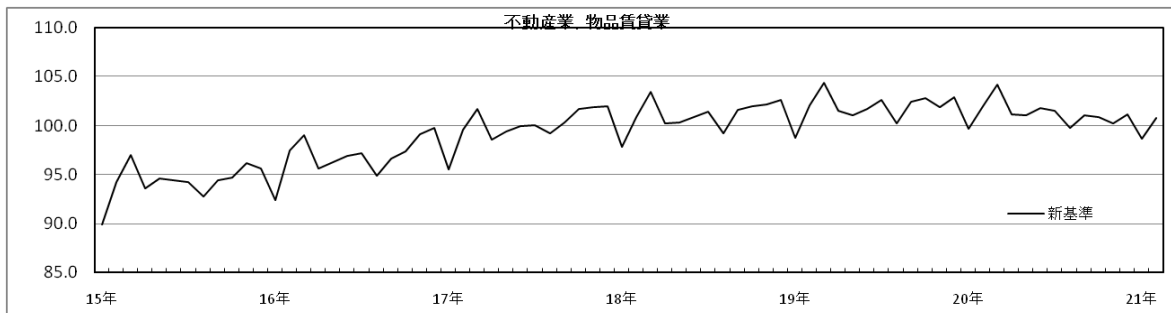
また、物品賃貸業では、新たな系列として音楽・映像記録物レンタルを設け、データは大手企業各社

の財務情報等からレンタル売上高を採用した。

【季節調整済指数】



【原指数】



大分類Ⅱ 学術、専門・技術サービス業 <系列の細分化、変更>

日本標準産業分類改定にともない、これまで「サービス業」のうち「対事業所サービス業」に属していた「専門サービス業」などが集約されたことから、系列の細分化及びより信頼性のある代用データへの変更を図った。

1 2年基準：「法務・財務・会計サービス業」の1系列

専門的・技術的職業従事者数「労働力調査報告」（総務省）を代用系列

1 7年基準：「法律事務所、特許事務所」、「公証人役場、司法書士事務所」、
「公認会計事務所、税理士事務所」に細分化し、以下の系列を採用した。

「法律事務所、特許事務所」

- ・法律事務所 民事、行政、刑事事件の新受件数及び前月の未処理件数「司法統計」（最高裁判所）
- ・特許事務所 特許、実用新案、意匠、商標出願数（特許庁）

「公証人役場、司法書士事務所」

- ・司法書士事務所 登記事務取扱数「登記統計」（法務省）

「公認会計事務所、税理士事務所」

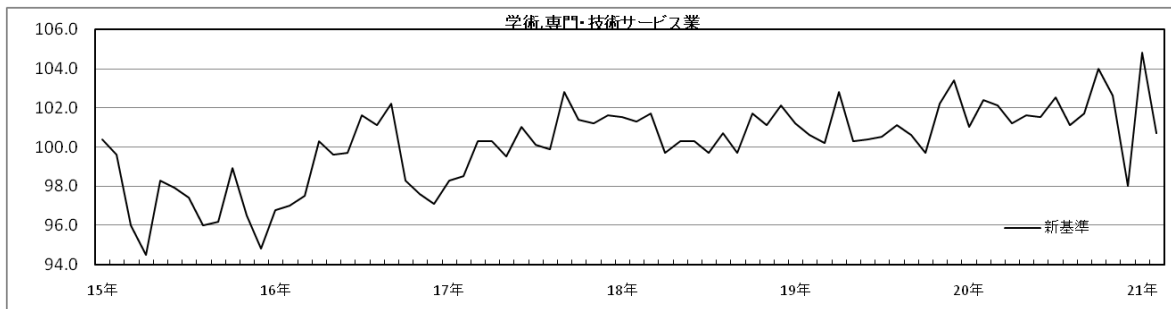
- ・税理士事務所 税理士登録者・税理士法人届数（日本税理士協会）

総実労働時間指数（専門サービス業）「毎月勤労統計」（厚生労働省）

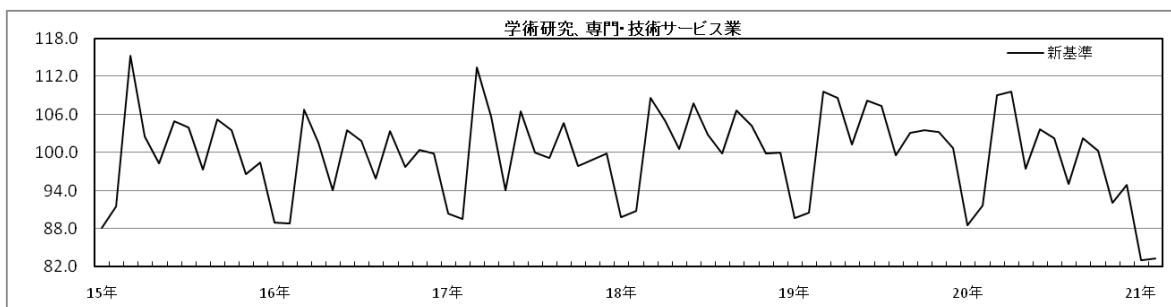
また、技術サービス業について、新規の系列として機械設計業を採用するとともに、エンジニアリング業については、エンジニアリング業受注高（国内）「特定サービス産業動態統計調査」（経済産業省）の移動平均の期間を検証し、より適切な期間へと変更した（1 2年基準：2 9ヶ月→1 7年基準：3 2

ヶ月)。

【季節調整済指数】



【原指数】

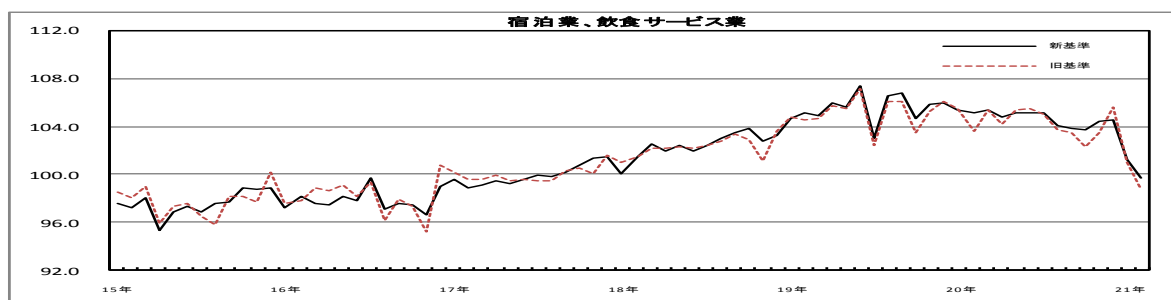


大分類M 宿泊業、飲食サービス業

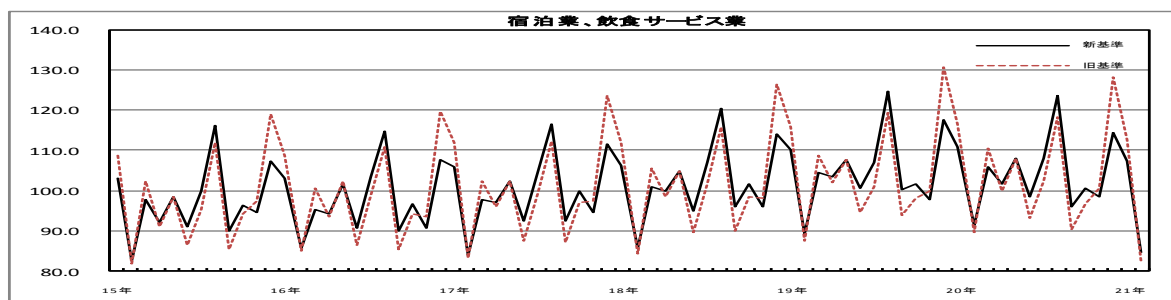
ファーストフード店及び飲食サービス業 <系列の追加>

新規の系列として、「ファーストフード」及び「その他」の加重平均を「外食産業市場動向調査」(社)日本フードサービス協会)から採用した。

【季節調整済指数】



【原指数】



大分類N 生活関連サービス、娯楽業

洗濯業、理容業、美容業、浴場業 <系列の追加、細分化><推計の見直し>

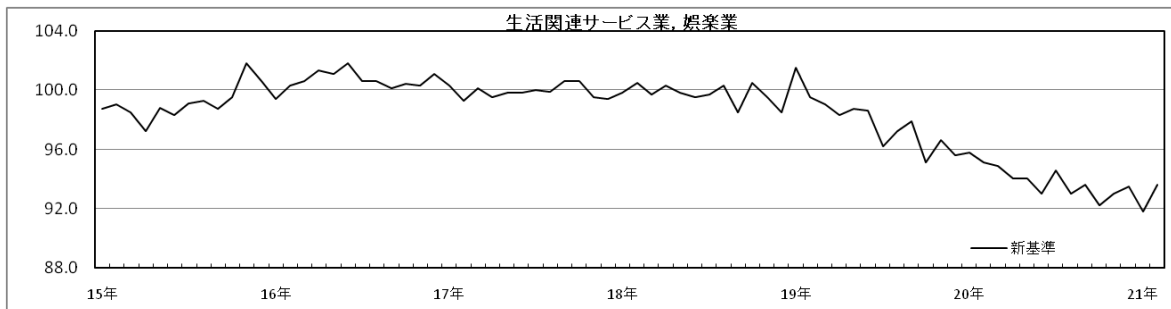
日本標準産業分類の改定にともない大分類「生活関連サービス、娯楽業」を新設するとともに、系列の追加、細分化、家計調査報告を用いた系列の安定化のための投入方法の見直しを行った。

- ①新規系列として浴場業を採用した。
- ②洗濯業を普通洗濯業とリネンサプライ業に細分化し、新規系列としてリネンサプライ業を追加。
リネンサプライ業の採用データは、旅行者数（(社)日本旅行者業協会）、高級レストラン等来客者数「外食産業市場動向調査」（社）日本フードサービス協会）、病院在院患者者数「病院報告」（厚生労働省）の加重平均とした。
- ③家計調査報告から算出した系列（普通洗濯業、理容業、美容業、浴場業の各業種）については、原データから「X-12-ARIMA」により成分分解を行い、I R（不規則変動）を除去し加工値とした。

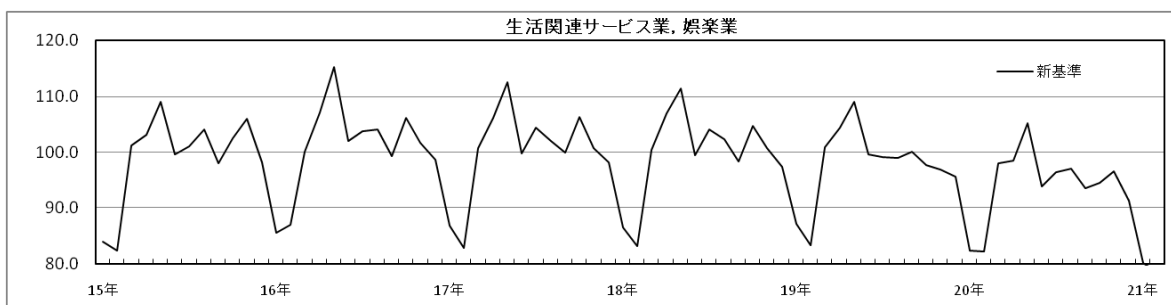
娯楽業 <系列の追加>

新規系列として、音楽系興行団を採用した。採用データは音楽（興行団）入場者数「特定サービス産業動態統計調査」（経済産業省）。

【季節調整済指数】



【原指数】



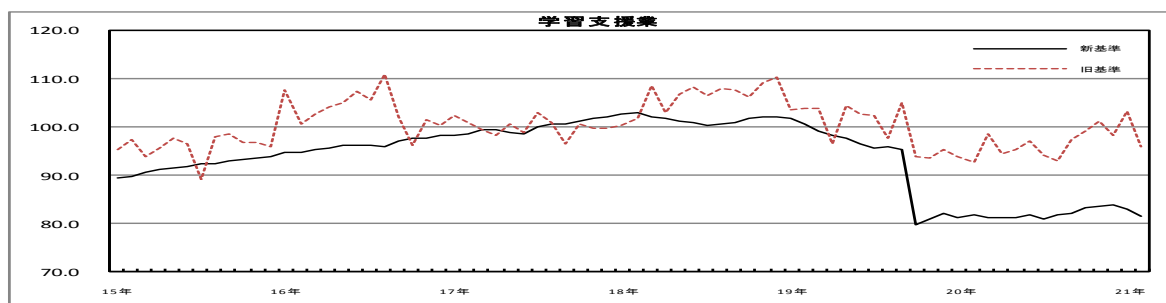
大分類O 学習支援業

学習塾<系列の変更>

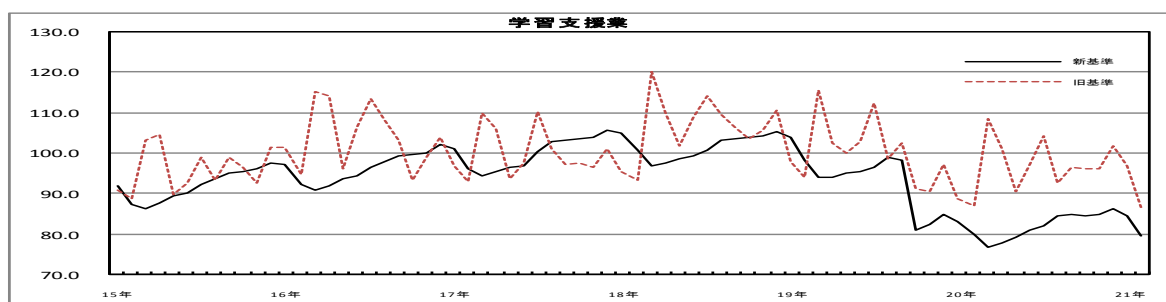
系列の安定化のため、採用データを変更した。

- 12年基準：「家計調査報告」（総務省）
- 17年基準：受講者数「特定サービス産業動態統計調査」（経済産業省）

【季節調整済指数】



【原指数】



大分類P 医療、福祉

医療業<系列の変更>

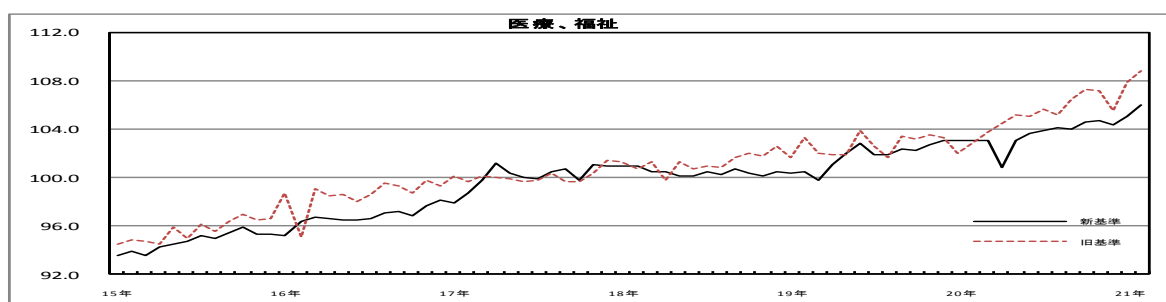
系列の安定化のため、採用データを変更した。

1 2年基準：雇用者数（医療業）×総実労働時間指数（医療業）

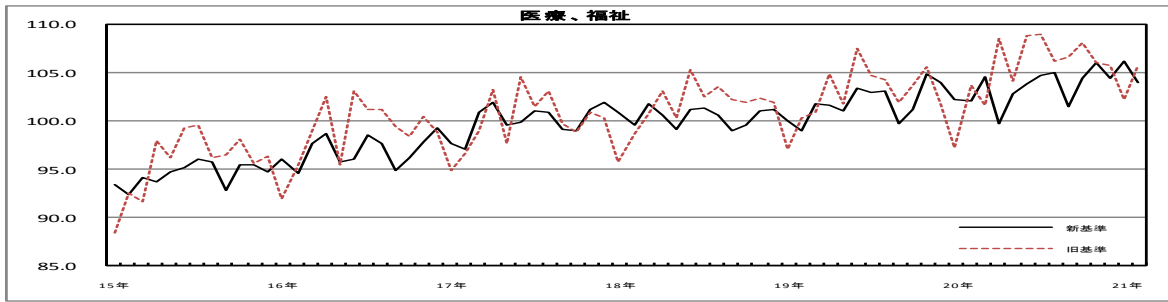
「毎月勤労統計調査月報」（厚生労働省）

1 7年基準：「診療報酬支払確定状況」のうち「医科診療」、「歯科診療」の点数（社会保険診療報酬支払基金、国保連合会）

【季節調整済指数】



【原指数】



大分類R その他のサービス

自動車整備業<系列の変更>

系列の安定化のため、採用データを変更した。

12年基準：自動車整備費「家計調査報告」(総務省)

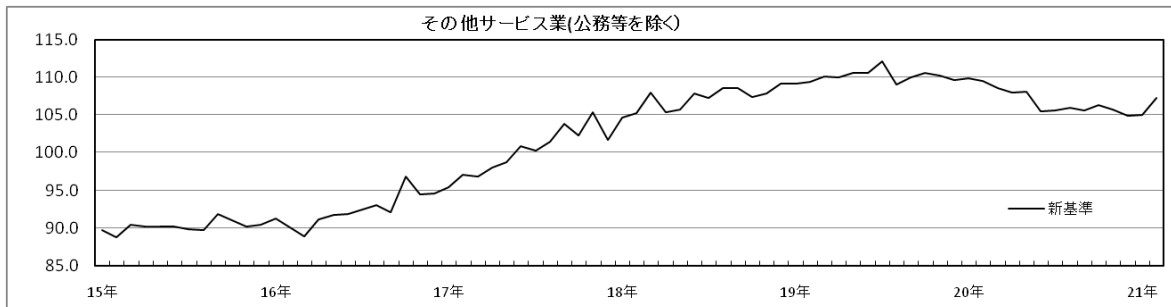
17年基準：自動車整備費支出「家計消費状況調査」(総務省)

なお、推計世帯数(住民基本台帳に基づく資料、または「国勢調査」(総務省)の等差補間値)については変更なし。

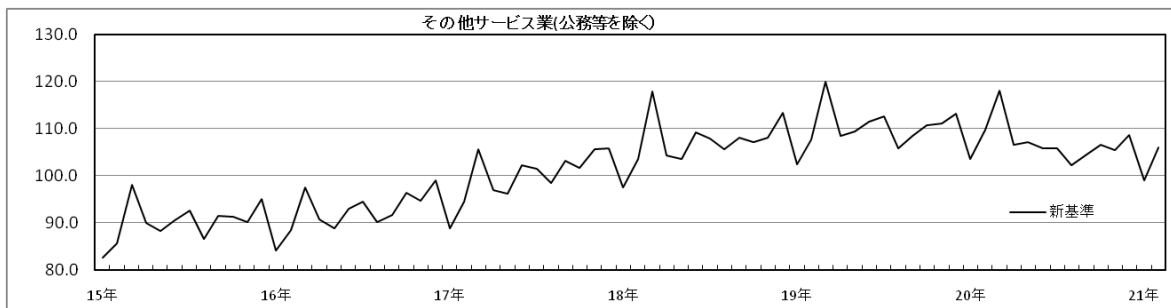
警備業<系列の変更>

系列の安定化のため、採用データとして大手企業の財務情報(上場各社)を追加した。

【季節調整済指数】

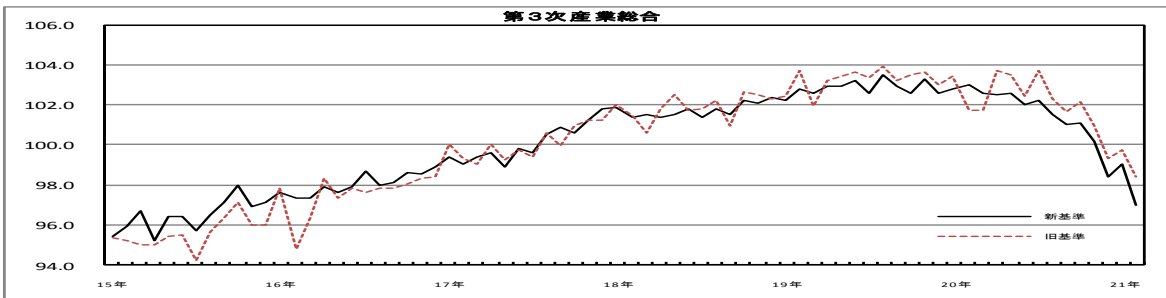


【原指数】

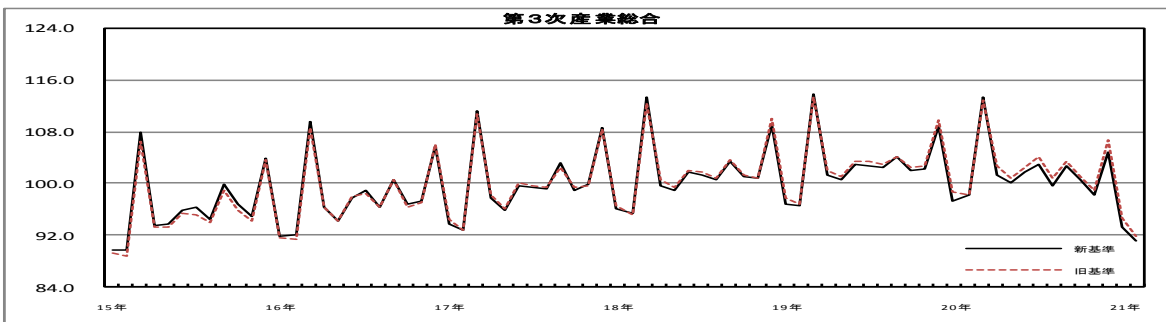


第3次産業活動指数（総合）

【季節調整済指数】



【原指数】



第3次産業活動指数（平成17年基準）の季節調整法の検討結果（ポイント）

平成17年基準第3次産業活動指数の基準改定に伴う季節調整法の検討結果のポイントは以下のとおり。

なお、平成17年基準の第3次産業活動指数の季節調整法は、これまでの経緯を踏まえ米国センサス局の「X-12-ARIMA」を継続して採用することとし、検証に際しては日本標準産業分類の改訂や採用系列の大幅な見直しが行われたことから、17年基準指数を用いて行った。

1. 12年基準における問題点

第3次産業（総合）をはじめ、すべての系列に同一スペックを適用（運用はシンプルであったが、系列によって当てはまりの良くないものが存在）。

2. 17年基準での改善方法

(1) 末端系列

属性の近いもの同士をグループ化し、グループ毎にグループ総合及び内訳系列の当てはまりの良好なスペックを選定。

(2) 第3次産業（総合）

当てはまりの良いスペックを選定。

(3) 主要業種等

以下のいずれかによりスペックを選定。

① 第3次産業（総合）と同一スペック（当該業種での当てはまりが良い場合）

② 当該業種において当てはまりの良いスペック（①の当てはまりが良くない場合）

(4) 中間分類等（総合、主要業種や末端系列の以外の系列）

属する末端系列のスペックのうち、合計ウェイトの最も大きなスペックを選定。

3. 主な改善点

(1) うるう年調整の精度向上

(2) 複数スペックの適用に伴う季節調整の精度向上（曜日等の影響の無い系列の精度向上）

【主要系列スペック一覧表】

① (2 1 0)(0 1 0)、2曜日・うるう年(有り)・祝祭日(有り)

- ・第3次産業活動指数
- ・情報通信業
- ・運輸業、郵便業
- ・卸売業、小売業
- ・金融業、保険業
- ・不動産業、物品賃貸業
- ・複合サービス事業
- ・サービス業(他に分類されないもの)
- ・公務等活動指数

② (0 1 1)(0 1 1)、2曜日・うるう年(有り)・祝祭日(有り)

- ・電気・ガス・熱供給・水道業
- ・宿泊業、飲食サービス業
- ・生活関連サービス業、娯楽業

③ (0 1 1)(1 1 0)、2曜日・うるう年(有り)・祝祭日(有り)

- ・学術研究、専門・技術サービス

④ (0 1 0)(0 1 0)、7曜日・うるう年(有り)・祝祭日(有り)

- ・医療、福祉

⑤ (0 1 0)(0 1 1)、曜日等無し

- ・学習支援業

